

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**来年開始する積立 NISA
対象となりうる投信は 1%以下?**

2018 年 1 月から「積立 NISA」がスタートする。しかし、投資額は 1 年で 40 万円まで、運用は投資信託のみ、対象は金融庁の基準に則ったものに限るなど、制限の多さに食指が動かない向きもあるだろう。鳴り物入りでスタートした「NISA」の口座稼働率が 5 割以下であることも、忌避感に拍車をかけているのではないだろうか。

そんな中、金融庁の森信親長官が興味深いメッセージを發した。4 月 7 日に日本証券アナリスト協会のセミナーで基調講演を行い、「積立 NISA の対象となりうる投信は 50 本弱と、公募株式投信 5,406 本の 1%以下」と發言。さらに、売れ筋商品であるテーマ型投信は「プロ向け」で

あると断じた。販売手数料の平均が 3.1%であることにも言及し、「世界的な低金利の中、手数料を上回るリターンを得るのは容易ではない」

「運用による日本の家計金融資産の増加は過去 20 年間でプラス 19%。アメリカの 132%と比べてはるかに小さいのは、投信の組成・販売のやり方も一因」とし、資産運用業界が消費者の利益をおろそかにしていると強く牽制した。

金融庁長官がここまで強く發言したことの意味は重く、日本の資産運用のあり方が変わる分岐点となるかもしれない。つまり、今後登場する商品の基準となる可能性があるのだ。現時点で積立 NISA の基準を満たしている約 50 の商品をしつかりとチェックしておく必要があるだろう。

**第 17 号文書規定の印紙税非課税
「営業に関しない受取書」とは?**

印紙税は、文書の種類ごとに非課税となる文書が定められており、第 17 号文書に規定する売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書であれば、営業に関しない受取書又は受取金額が 5 万円未満のものは非課税とされている。金銭又は有価証券の受取書であっても、受け取った金銭などが、その受取人にとって営業に関しないものである場合には非課税となる。では、ここでいう「営業」とはどのようなものなのだろうか。

営業というのは、一般に、利益を得る目的で、同種の行為を継続的、反復的に行うことをいう。したがって、株式会社などの営利法人の行為は全て営業に関するものであることから、会社が作成する受取書については、本業の売上代金に係る受

取書だけでなく、保有する土地を売却するなど、本業以外で得た売上代金に係る受取書についても、営業に関しない受取書とは言えず、受取金額が 5 万円以上であれば印紙を貼る必要がある。

一方、個人の場合は、たまたま自宅を売却するなど私的日常生活に関して得た売上代金に係る受取書は、営業に関しない受取書に該当する。

ただし、例えば、土地を貸したり、ネットオークションに品物を出品したりして、継続的・反復的に利益を得ている場合には、営業そのものに該当するため、その売上代金に係る受取書は、営業に関しない受取書とは言えず、非課税文書には該当しないことになる。